



2022年5月20日

各 位

会社名 三 信 電 気 株 式 会 社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 (COO) 鈴木 俊郎
(コード番号:8150 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 常務執行役員 御園 明雄
(TEL 03 - 3453 - 5111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第71期定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議しましたのでお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 将来の事業展開に備え、現行定款第2条(目的)における事業目的を追加するとともに、所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を、変更案第15条(電子提供措置等)第1項に定めるものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができる旨を、変更案第15条(電子提供措置等)第2項に定めるものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度の導入により、現行定款第15条(参考書類等のインターネット開示)の規定が不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 半導体・電子部品、通信機器および電子機器の開発、生産、販売<u>ならびに貿易</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><新設></p> <p style="padding-left: 40px;"><新設></p> <p style="padding-left: 40px;"><新設></p> <p style="padding-left: 40px;"><新設></p> <p style="padding-left: 40px;"><新設></p> <p style="padding-left: 40px;"><新設></p> <p>(2) <u>上記</u>に関連する装置および利用技術の開発、生産<u>ならびに販売</u></p> <p>(3) 前各号に係わる設計、工事<u>ならびに保守</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><新設></p> <p style="padding-left: 40px;"><新設></p> <p style="padding-left: 40px;"><新設></p> <p style="padding-left: 40px;"><新設></p> <p>(4) 前各号に係わる業務要員の派遣</p> <p>(5) 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 半導体・電子部品、通信機器および電子機器の開発、生産、販売、<u>貿易ならびに賃貸</u></p> <p>(2) <u>医薬品、医薬部外品および医療機器の開発、生産、販売、貿易ならびに賃貸</u></p> <p>(3) <u>情報通信サービスの提供、運用および保守</u></p> <p>(4) <u>太陽光パネルおよびその材料の開発、生産、販売ならびに貿易</u></p> <p>(5) <u>蓄電池および電池材料の開発、生産、販売ならびに貿易</u></p> <p>(6) <u>梱包資材の加工、生産、販売ならびに貿易</u></p> <p>(7) <u>プラスチック製品の加工、生産、販売ならびに貿易</u></p> <p>(8) <u>前各号</u>に関連する装置および利用技術の開発、生産、販売、<u>貿易ならびに賃貸</u></p> <p>(9) 前各号に係わる設計、工事<u>ならびに保守</u></p> <p>(10) <u>工事の設計、請負</u></p> <p>(11) <u>倉庫業および貨物運送取扱業ならびに運送代理店業</u></p> <p>(12) <u>古物売買業</u></p> <p>(13) <u>金銭の貸付、債務の保証および引き受け、各種債権の売買ならびにその他の金融業</u></p> <p>(14) 前各号に係わる業務要員の派遣</p> <p>(15) 前各号に付帯する一切の業務</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>① 定款第15条(参考書類等のインターネット開示)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。</p> <p>③ 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月28日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月28日(予定)

以上